

幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務

(2) 業務目的

本業務は、幕別町の人口に関する動態調査や直近の統計数値等を用いて将来人口推計を行い、次期幕別町総合計画の策定に係る基礎資料とするとともに、今後の幕別町の人口減少対策における効果的な政策形成に活用することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 予算上限額

5,786,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

2 問い合わせ・書類提出先

幕別町企画総務部政策推進課（担当：中田）

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

電話 0155-54-6610 FAX 0155-54-3727

メール seisakutanto@town.makubetsu.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げるいずれの要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定しない者であること。

(2) 令和8年度幕別町競争入札参加資格者名簿に登録されている者で業務委託（役務の提供）に登録されている者であること。

(3) 幕別町の競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年4月1日要綱基準等第14号）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(4) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び

その開始決定がなされていないこと。

- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

#### 4 実施要領等の入手方法

幕別町ホームページからダウンロードまたは「2 問い合わせ・書類提出先」にて配布する。

#### 5 参加手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請する。

##### (1) 参加表明書

###### ア 提出期限

令和8年7月14日（火）17時（必着）

###### イ 提出方法

持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8時45分から17時まで。

###### ウ 提出場所

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

##### (2) 企画提案書

###### ア 提出期限

令和8年7月31日（金）17時（必着）

###### イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8時45分から17時まで。

###### ウ 提出場所

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

#### 6 企画提案書の作成上の留意事項

別添「幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務企画提案書作成要領」（以下「企画提案書作成要領」という。）による。

#### 7 説明会の開催の有無

開催しない

#### 8 質疑応答等

##### (1) 提出期限

令和8年7月8日（水）まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）を電子メールにより提出すること

(3) 送付先

「2 問い合わせ・書類提出先」のとおり

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、幕別町ホームページに掲載する。

9 プロポーザル審査会での受託候補者の決定方法

(1) 審査方法

幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という）において、企画提案者から企画内容、考え方に関するプレゼンテーションを受け、内容を総合的に勘案した上で、別添「幕別町人口動態調査及び将来人口推計事業委託業務企画提案書評価基準」により審査会の委員が審査を行い、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定するものとする。ただし、最高得点者であっても、獲得点数が6割未満であった場合は、受託候補者として選定しないものとする。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定することとし、その方法によっても複数の提案者が残った場合は、委員長を含む審査会全員による多数決で選定するものとする。

ア 企画提案

イ 業務実績・業務体制

ウ 受託候補者評価

エ 見積価格

(2) 実施日時

令和8年8月6日（木）

※詳細は、決定次第、企画提案書等の提出があった者に対して通知する。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、プロポーザル審査会においてプレゼンテーションを行うこととする。

なお、プレゼンテーションの時間は、1者20分（質疑応答時間は別に10分）以内とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、採否にかかわらずすべての企画提案者に通知する。

10 スケジュール

令和8年6月30日（火） プロポーザル実施公告

7月 1日（水） 質問書受付開始

8日（水） 質問書提出期限

14日(火)	参加表明書提出期限
15日(水)	参加要件審査結果通知
31日(金)	企画提案書提出期限
8月6日(木)	プレゼンテーション実施、受託候補者の選定
12日(水)	審査結果通知
下旬	契約締結

## 11 留意事項

### (1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書作成要領等で示された条件に適合しない書類の提出があった場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、または他社の代理をした場合
- キ その他、本町担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審議会で失格であると認めた場合

### (2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない（誤字・脱字等の軽微なものを除く）。

### (3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

### (4) 費用負担

企画提案書の作成、提出やプロポーザル審査会への参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

### (5) その他

- ア 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- イ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- ウ 受託候補者として選定された者を公表することがある。

## 12 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、随意契約により委託契約を締結する。また、協議が整わない場合または受託候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の受託候補者と協議することとする。

ただし、受託候補者が11の(1)のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本町は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者または契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本町は一切の損害を負担しない。

(2) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て幕別町に帰属するものとする。

13 遵守事項

業務の遂行にあたっては、幕別町の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。